

家族の会「わかば」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会「わかば」とし、略称を家族の会「わかば」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は以下の通りとする。

1. 不慮の事故や病気などの脳損傷に起因する遷延性意識障がい者（含、最小意識状態者）及びその家族相互間のコミュニケーションを持ち、障がい者とその家族が孤立せず、困難な状況を共に打開する。
2. 1. に掲げる遷延性意識障がい（含、最小意識状態）について、会員の知識・介護技術の向上など、情報の収集・共有を行う。
3. 広く多くの人々に、1. に掲げる遷延性意識障がい者（含、最小意識状態者）の実態を発信し、障がい者と健常者が共生できる社会作りをめざす。
4. 1. 2. に掲げる障がいの克服と障がい者の自立を目指し、さまざまな関係機関への働きかけを行う。

(活動)

第4条 全会員を対象とする、学習会などを年2回以上開く。

第5条 定期的に会報「わかば便り」、「役員会からのお知らせ」の発行を行う。

第6条 その他本会の目的ののっとり、必要と認められることは積極的に行う。

第2章 会員

(種別)

第7条 本会の会員は以下の通りとする。

1. 家族会員 脳損傷に起因する遷延性意識障がい（含、最小意識状態）の状態にある障がい者と家族
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役務・情報提供などによって本会の活動を支援する個人もしくは団体
3. 特別会員 役員会の推薦により、本会の活動を支援する個人もしくは団体

(会費)

第8条 家族会員及び賛助会員は総会において決定された所定の会費を所定の期日までにおさめる。

(活動)

第9条 全会員は積極的に会活動に参加するものとし、互いに情報を提供し合うよう努める。

(入会)

第10条 本会への入会は入会希望者が所定の入会申込書を提出し、初年度の年会費の振込が確認できた時点で入会を認められる。

(退会)

第11条 本会からの退会は会員自らの退会の申し出の他、以下の場合、役員会の議決を経て、代表は会員を退会させることができる。

1. 1年以上にわたり理由もなく会費を滞納した場合
2. 本会及び会員の名誉を傷つける行為があった場合
3. 本会の目的に反する行為があった場合

第3章 組織

(役員)

第12条 本会の役員は、代表1名、役員若干名とする。

1. 役員は立候補又は役員会の推薦とし、総会に於いて議決する。
2. 代表は役員の内選により選出し、総会において議決する。代表は会務を統括する。
3. 代表は必要に応じて役員の中から副代表を任命できる。副代表は代表を補佐する。
4. 役員の内任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員会)

第13条 代表、役員をもって役員会を構成し、当面の諸活動を行う。役員会は2ヶ月に1回開く他、必要に応じて随時開催する。

(担当)

第14条 担当として、役員の内選により事務局長、会計、広報、書記、発送、ランチの会、ホームページ、会計監査の内各担当をおく。また必要に応じて、新たな担当を置くことができる。

第4章 総会

(機能)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、前年度の活動・決算・監査報告、当年度の

活動方針・予算・役員を審議し議決する他、会則・会費の変更など役員会の提案する重要議決事項がある場合はこれを審議し議決する。また、議決は出席者の過半数とする。

(開催)

第16条 総会は、原則として毎年4月に開催する。その他、役員会が必要と認めた場合又は多くの会員の求めによって、臨時総会を持つことができる。

第5章 会計

(資産)

第17条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもってこれに当てる。

1. 会費
2. 寄付金品
3. その他収入

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。前年度の決算については、総会までに会計監査の承認を得るものとする。

附則

1. 本会則の改定は、総会の議決に基づいて行われ、即日実施される。
2. 平成11年 5月 8日 制定
3. 平成15年 4月12日 会計年度及び会則改定
4. 平成22年 4月10日 障がいの表記改定
5. 平成26年 4月12日 会の名称及び会則改定